

公益財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援
交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人千葉県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が千葉県内の市町村及び消防の事務を処理する一部事務組合（以下「市町村等」という。）に交付する広域消防航空特別応援交付金（以下「交付金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の目的)

第2条 この交付金は、地震、風水害、林野火災等の大規模災害等に際し、消防用航空機を保有する市町村等が、千葉県広域消防相互応援協定書（以下「協定書」という。）に基づき千葉県内の市町村の区域を越えて行う航空特別応援（以下「航空特別応援」という。）を迅速かつ円滑に行うことを促進し、もって被災市町村における人命の救助、被害の軽減に資することを目的とする。

(対象とする災害)

第3条 交付金の交付の対象となる災害は、千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱（以下「航空特別応援実施要綱」という。）第2条に規定する災害で、航空特別応援の措置がとられたものとする。

(交付金の申請)

第4条 前条に規定する災害が発生した市町村等の長は、航空特別応援を受けた場合、理事長に対し、当該応援を行った市町村等（以下「応援市町村等」という。）に交付金の交付をするよう申請することができる。

(交付金の決定)

第5条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、申請内容が適当であると認めたときは、申請のあった市町村等の長に交付金の交付決定をする。

2 交付金の額は、航空特別応援実施要綱第13条第1項第1号の規定により要請側の市町村等が負担すべき費用とする。ただし、その額は、航空特別応援の規模、活動内容等に応じて、300万円を超えない範囲内において理事長が定める。

(交付金の交付)

第6条 理事長は、前条の交付金の交付決定をしたときは、応援市町村等の長に対し、交付金の交付通知をする。

2 理事長は、応援市町村等の長の請求に基づき、応援市町村等の長に交付金を交付する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

公益財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援
交付金交付細則

(趣旨)

第1条 この細則は、財団法人千葉県市町村振興協会（以下「この法人」という。）広域消防航空特別応援交付金要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 要綱第4条の規定により申請を行うときは、様式第1号の広域消防航空特別応援交付金交付申請書に千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱に定められた様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第6号の写しを添付して申請するものとする。

2 前項の申請を行った千葉県内の市町村及び消防の事務を処理する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長は、要綱3条に規定する災害の応援を行った市町村等（以下「市町村等」という。）の長に様式第2号により交付金の交付を申請した旨を通知するものとする。

(交付金決定等の通知)

第3条 要綱第5条の規定により交付金の交付決定をしたときは、様式第3号により申請のあった市町村等の長に通知するものとする。

2 前項の交付決定の通知をした場合、応援市町村等の長に様式第4号による交付金の交付通知を行うものとする。

(交付金の請求)

第4条 応援市町村等の長は、前条第2項の通知を受けたときは、速やかに理事長に様式第5号の交付請求書を提出しなければならない。

(交付金の交付)

第5条 理事長は、前条の請求があったときは、応援市町村等に交付金を交付する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

様式第 1 号

第 号
年 月 日

公益財団法人千葉県市町村振興協会
理事長 様

市町村長（管理者） 印

広域消防航空特別応援交付金交付申請書

別紙のとおり広域消防航空特別応援を受けたので、公益財団法人千葉県市町村振興協会
広域消防航空特別応援交付金交付要綱第 4 条の規定に基づき、下記市（町村・一部事務組
合）に対して交付金を交付されるよう申請します。

記

- 1 交付金申請額 金 円
- 2 応援市町村等名 千 葉 市

様式第 2 号

第 号
年 月 日

市町村長（管理者） 様

市町村長（管理者） ㊟

広域消防航空特別応援交付金交付申請済通知書

年 月 日付け 第 号をもって請求のあった航空特別
応援の費用については、別添のとおり広域消防航空特別応援交付金の交付を申請
したので通知します。

様式第 3 号

第 号
年 月 日

市町村長（管理者） 様

公益財団法人千葉県市町村振興協会
理事長 ㊤

広域消防航空特別応援交付金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった広域消防航空特別応援交付金については、公益財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付要綱第 5 条の規程により、下記のとおり交付決定したので通知します。

なお、交付金については、交付申請書記載の 市（町村・一部事務組合）に別途交付するので申し添えます。

記

1 交付金決定額 金 円

様式第 4 号

広域消防航空特別応援交付金交付通知書

市町村長（管理者） 様

公益財団法人千葉県市町村振興協会
理事長 ㊟

このことについて、下記のとおり広域消防航空特別応援交付金を交付いたしますので通知します。

つきましては、当協会宛納入通知書を送付くださるようお願いいたします。

記

- 1 交 付 金 額 金 円
- 2 対象となった災害

様式第 5 号

第 号
年 月 日

公益財団法人千葉県市町村振興協会
理事長 様

市町村長（管理者） ㊟

広域消防航空特別応援交付金交付請求書

このことについては、公益財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付細則第 4 条の規定に基づき、交付金を請求します。

記

- 1 請 求 額 金 円
2 送 金 先